

## 平成28年第4回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年4月22日（金） 午後3時30分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	7 番	葛 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	9 番	小 林 恒雄
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	21 番	金 井 信

欠席委員

6 番	萩 原 剛
10 番	小 俣 昭男
20 番	鈴 木 章司

1 互礼

2 開会

ただ今より平成28年第4回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

冒頭、この度熊本地震で犠牲になられました方々のご冥福をお祈り申し上げ、被災されました皆様に対してお見舞い申し上げます。

皆さん改めましてこんにちは。

さて、いつしか桜も散り麓が萌木色に染まり春爛漫の好季節を迎え、春野菜の苗が所狭しと店頭に並び、今年もまた農繁期がやってまいりました。委員各位におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのこととご拝察を申し上げる次第であります。4月1日より新農業委員会法や農地法が改正されたところであり、特に遊休農地の意向調査につきましては、問い合わせが殺到する等大きな反響があり、農地の適正化に向けた取り組みが始まったところでもあります。

本日は平成28年第4回大月市農業委員会委員総会を招集致しましたところご多用の中、繰り合わせご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本日の案件は農地法3条案件が2件、農地法4条案件が2件、農地法第5条案件が2件、農地法第5条競売適格証明願い1件、農地法第5条の規定による返戻願い1件、非農地証明交付申請に対し許可を求める件1件、農地の保安林に対し意見を求める件2件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願いを申し上げまして、挨拶と致します。よろしくお願い申しあえます。

#### 4 開会宣言

宮咲会長 本日は3名の方が欠席です。萩原 剛委員、鈴木章司委員、小俣昭男委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第21条第3項に示された定数を満たしておりますので本総会が成立することを宣言致します。

#### 5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規約第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

#### 6 議事録署名委員の指名

議長 5番 今泉 治道委員 7番 蔦木 正彦委員を指名する。

#### 7 議案審議

議長 これより、日程第7議案審議を行います。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件、後記のとおり農地法第3条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので許可を求める。番号1及び番号第2については、譲受人が同一につき一括上程、一括審議を致します。担当委員の説明を求めます。梶原 勝委員お願い致します。

梶原委員 説明致します。

総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

議長 長 担当委員の説明が終了致しました。梶原委員ご苦労さまでした。ただ今の説明に対し質疑がございましたら挙手をお願い致します。何かございますか。

(異議なしの声)

議長 長 それでは異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。

議長 長 全会一致で許可と決定致します。

続きまして議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第4条第1項の規定による農地等の使用目的に変更があったので意見を求める。議案番号第13号第1について担当委員の説明を求めます。

本日、この件の担当は小俣 昭男委員ですが、本日不都合で欠席です。調査は小俣委員が行い、小俣委員から調査結果の説明を私が依頼されておりますので、代わってご報告を申し上げます。それでは読み上げます。

総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

議長 長 ただ今の説明で報告に変えますが、何かご異議ございますか。

(異議なしの声)

議長 長 異議なしの声がありますので、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。

議長 長 全会一致で許可相当と決定致します。

続きまして、議案番号第13号の番号2について担当委員の説明を求めます。今泉治通委員お願い致します。

今泉委員 では説明致します。

総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

議 長 担当委員の説明が終了致しました。今泉委員ご苦勞様でした。ただ今の説明に対し質疑がございましたら挙手を願います。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。

蔦木委員 現況「畑」と言いましたが「駐車場」ですね。

今泉委員 始末書がでておりますので朗読致します。

議 長 ただ今、始末書の朗読がございました。第4条の追認申請でございます。その他に何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可に賛成の方は挙手願います。

全会一致で許可相当と決めます。

続きまして議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第5条第1項の規定による転用のための権利移転・設定許可申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。

番号1については、私の担当でございますので説明をします。

総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

平井委員 発電するワット数は。

議 長 49.5kwでございます。

平井委員 49.5kw。

議 長 キロワット(kw)。

葛木委員 今年度から売電価格が落ちましたよね。これは知っていたらでいいですから、今から申請をするのではなくて、以前にもうしてあったのですか。

宮咲委員 すでに売電契約は取ってあって、場所だけ探してやるということで単価は下がっているんですが、今の様子でいきますといろいろな情報がありまして、パネルの単価が大分下がってきているようです。まだ、県全体でみましても相当太陽光がでています。そんな状況ですから、採算があるからやるのだと思います。

議 長 他に何かございますか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。

ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

次に議案第14号番号2について担当委員の説明を求めますということですが、本日は萩原委員が欠席でございます。私が依頼されておりますので、代わりに説明を致します。

それでは説明致します。

会議資料に基づいて申請者、場所等詳細に説明。

議 長 ただ今説明をしましたが、何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

議 長 それでは異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。許可をしてもよろしい方は挙手願います。

ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。

続きまして、議案第15号農地法第5条の競・公売適格証明願いに對し意見を求める件。後記のとおり民事執行法による競売参加のため農地法第5条第1項の規定による権利者として適格であることの証明願いがあったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。葛木正彦委員お願い致します。

葛木委員 説明致します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

議長 長 ただ今、議案の説明が終わりました。葛木委員ご苦労様でした。この件につきまして何か質疑がございますか。  
はい、平井委員

平井委員 今、説明を聞きましたが、これはあくまでも競売に参加するというので、遠回しにあっちだとかこっちだとか言っているけれども、ここは確か前にも競売にでたよね。俺の記憶では2回か3回出たんだよ。何を競売にかけようがスタート時点につくには誰でも皆権利があるんだから、これから競売にかかるものをよろしいですかというのは回りくどく説明する必要はないのでは。

葛木委員 転用目的があるから。

平井委員 転用目的はもう一回でてくるんですよ。もし、競売で落ちればですよ。過去にもこういうことが出てきてるじゃないですか。東洋の時もそうだった。5条は誰でも参加できるの、競売に参加するんだから。

葛木委員 5条の1項があるんですよ。一緒に付いている。

平井委員 付いていても競売に参加することに異議はないですよ。

葛木委員 それも見解を聞いたんですが5条の1項を付帯して

平井委員 その5条の1項を皆に説明してごらん、どういうことなのか。

葛木委員 だから、今言った付帯の転用目的。

議長 長 この案件は適格証明願いを出していただきたいという案件でございます。先にあるのは競売で落札をして、後また5条申請をするという意味ですから、競売にはどなたでも余程のことがない限り参加できるということです。また、5条が出たところで皆さんに諮るということになると思います。

志村委員 適格であるという証明はなんですか。農業委員会で適格でないという理由の差はなんですか。農業委員会で手を挙げれば適格ということですか。ここ

にかけて諮ればOKということですか。その判断はなんでやればいいですか。

議 長 それは許可相当ということですから。今説明がなかったわけですね。この部分だけ競売するから、これに参加したいということだから。

平井委員 もし、競売で落としたとしても、ここにきてちょっと待てよ、おかしいよということとは言えますよ。

志村委員 20aの制限というのはなんですか。

平井委員 5条だからです。ついこの前も出ましたよね、家を作ろうと畑をやろうと関係ない。

事務局 所有権の移転と地目変更を同時にやりますから。

平井委員 競売に参加すると言っているんだから、競売は誰でも参加できるんだから。

議 長 農地なら10aといのがでてくるけど、何か目的があって違う方に使いたいということだから。

今泉委員 ●●●●さんは回りに木を植えたり、条件はないですか。

蔦木委員 本人が言うには買えたとしても現況は維持すると言っています。

議 長 裁判所がはいって判断する部分もあると思います。

平井委員 3条だとか5条だとか競売に参加するんだから許可しないわけにはいかない。

議 長 この中の理由については別問題でして、競売でこれだけのものをこういうふうに使いたいから競売に参加したいということですから、それだけにしぼっていただければ結構だと思います、後のことは後で。

小宮委員 競売で取ったら5条申請が出てきますか。

議 長 それはそういう目的でないと競売に参加する意味がない。参加する以上は

何か目的があってやるわけだから。

志村委員 5条申請の時、これは適格証明とおってますよと言われたら。

平井委員 次回でできた時に説明してやれば。

議 長 競売の適格証明だけだから、後はまた後で。

事務局 この案件が適格かどうかというご判断を委員の皆様にしていただければ、その後のことは競売で誰が落とすか落とさないか、他にも参加している人もいらっしゃると思うので、その方も5条で出してくる可能性もありますし、或るいは3条で出してくるかもしれません。競売だから誰でも参加できますので、その後のことは落とされた方が計画のとおりに進めていくというような、そういう形で5条が出てくるということによろしいのかと思います。  
ですから、今この案件については、この状況が適格かどうかの判断を委員の皆様方にしていただければと思います。

平井委員 参加するかしないかなので問題ない。競売に参加して勝って、申請がでてくればちょっと待てよとなる。前回も出ている、そういうことはいっぱいありますよ。

議 長 競売だから1名だけでは喧嘩にならない。  
他になにかございますか。

西村委員 ●●●●さんの家は実際人が住んでいるんですか、空き家ですか。

蔦木委員 住んでいる。

平井委員 それは別の問題。

議 長 それは別の問題だから、こちらの方は農地だけ、皆さん方にこれでよろしいですかということで考えていただければいいわけで、他のことは別のことです。

平井委員 登記になっているかも別の話で



議 長 そこは農地以外は抜いてあるわけだから。  
他にございませんか。

(ありませんの声)

議 長 ありませんか、質疑を閉じてよろしいですか。それでは質疑を打ち切りま  
す。これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。  
ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。

続きまして、議案第16号に移ります。農地法第5条の規定による返戻願  
いに対し意見を求める件。後記のとおり農地法第5条の規定により許可を受  
けた件について返戻の願いがあったので意見を求める。担当委員の説明を求  
めます。梶原勝委員お願い致します。

梶原委員 説明致します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

議 長 ただ今、担当委員の説明が終了致しました。梶原委員ご苦勞様でした。た  
だ今の説明にたいして質疑がございましたら挙手願います。この件につきま  
しては初めてのことですが。  
小宮山委員。

小宮山委員 反対の申請をされた方というのは新築の家は申請地のどの辺りあるんです  
か。

梶原委員 ×××番地の太陽光発電の場所の住宅地図で和智行房となっておりますが、  
この子が梶原ひろえさんから借りて、この家を取り壊してここに新築します。

議 長 はい、どうぞ平井委員。

平井委員 こういう件は今まで出てこなかったと思うんですが、前農業委員会に出し  
たということですよね。いつごろでしたか。

梶原委員 出したのは平成27年11月25日の第11回農業委員会です。

平井委員 そこでは農地だったの。

梶原委員 農地です。

平井委員 農地へ5条の太陽光発電を作るとのことだったの、どうするのかな。また、農地に戻すことはできないのかな。

議 長 まだ手をつけてないです。

平井委員 じゃあ、いいね、作る予定だったんだけど反対が出たから戻すと、それでは問題ないね。

小林委員 すいません、何か理由書が入っているとお聞きしたんですけど、どんな文面ですか。

議 長 それでは、理由書の読み上げをお願いします。

梶原委員 では、読みます。理由書を朗読。

議 長 どうもご苦労様でした。ただ今、読み上げていただきました。他に何かございますか。

小林委員 この太陽光発電ですが作るということに対して地域住民の許可を取るんですか。

議 長 地域住民に説明をするなり農業委員がそういう話をして、業者のことですからあまり立ち入りもできない部分もあるわけです。前もってそういう話をしておく必要もあるだろうということか、県の条例が今度できまして、厳しい対応になっているわけです。だから施行する場合には地域住民の皆様に理解をしていただいた上で、工事をしなさいよという通達が回っているようです。

他になにかございますか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。

ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。

議案第17号非農地証明交付申請に対し許可を求める件。後記のとおり農地法第2条の規定による農地又は採草放牧地でない旨の証明書交付申請があったので許可を求める。担当委員の説明を求めます。米山義一委員お願い致します。

米山委員 説明します。  
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明。

議長 担当委員の説明が終了致しました。ただ今の説明に対して何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。  
ありがとうございます。全会一意で許可と決定します。

議案第18号農地の保安林の指定に対し意見を求める件。後記のとおり山梨県富士東部林務環境事務所長より依頼を受けた件について意見を求める。番号1について担当委員の説明を求めます。天野千明委員お願いします。

天野委員 それでは説明致します。  
総会資料に基づき申請者、場所等を詳細に説明。

議長 ありがとうございます。ただ今、説明が終了致しました。この件について質問ございますか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。採決を行います。許可してもよろしい方挙手をお願い致します。  
ありがとうございました。許可相当と決定致します。  
なお、本件につきましては本委員会の決定のとおり回答することと致します。

日程第8報告事項を議題と致します。

8 報告事項

議 長 事務局より説明をお願い致します。事務局でないようですから、  
(異議なしの声)

議 長 それではないようですから、全ての審議を打ち切り全日程を終了致します。  
職務代理より閉会宣言をお願い致します。

職務代理 それでは本日の総会の日程が終了致しましたので、第4回大月市農業委員  
会委員総会を閉会と致します。お疲れ様でした。

1 0 閉会時刻 同 日 午後 3時 25分

1 1 解散時刻 同 日 午後 4時 52分